



2021年12月23日

各位

会社名 株式会社くふうカンパニー  
代表者名 取締役兼代表執行役 穂田 誉輝  
(コード番号：4376 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役兼執行役 菅間 淳  
(TEL. 03-6264-2323)

### 連結子会社における借入金の期限前返済に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社くふう中間持株会社は、2021年6月14日に「資金の借入に関するお知らせ」で公表したとおり、株式会社三菱UFJ銀行より23億円の借入れをしておりますが、当社は、2021年12月23日開催の執行役員会において、当該借入れの期限前返済（以下「本期限前返済」といいます。）を行うことを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本期限前返済の理由

当社グループの財務体質の強化及び金利費用等の削減を目的として、連結子会社である株式会社くふう中間持株会社が調達した資金の期限前返済を行います。なお、期限前返済に際して、当社は13億円の借入れ（以下「本新規借入」といいます。）を金融機関より行う予定です。

#### 2. 本期限前返済の対象となる借入れの概要

借入先	株式会社三菱UFJ銀行
借入元	株式会社くふう中間持株会社
借入金額	23億円
借入利率	基準金利＋スプレッド
借入実行日	2021年6月16日
返済期限	2022年6月16日
担保の有無	有：当社の発行済株式総数の66.46%の株式を有する支配株主であり取締役兼代表執行役である穂田誉輝氏（以下「穂田氏」といいます。）の保有する資産（担保提供料として年率0.15%の支払いを穂田氏に行っております。）
保証の有無	無
返済予定日	2021年12月30日

#### 3. 今後の見通し

本期限前返済及び本新規借入が2022年9月期の当社連結業績へ与える影響は軽微であります。本期限前返済及び本新規借入による有利子負債の減少は、当社グループの財務体質の強化及び収益向上に寄与するものと考えております。

#### 4. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主保護の方策に関する指針への適合状況

本日前返済により、当社の支配株主である穂田氏の担保提供が解除されることから、本期限前返済は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、2021年10月1日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「独立当事者間取引を前提として、一般取引と同様に取引条件を交渉するほか、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性等の取引内容について執行役員（当社の事業の部類に属する取引及び当社と利益が相反する取引については取締役会）にて審議したうえで、当該機関の事前承認を得るとともに、取引を行った後は、当該機関への報告を行うこととしております。」と定めております。

当社は、後記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の各事項に加えて、本期限前返済及び本新規借入の取引条件について十分な検討を行った上で決定していること、並びに本期限前返済及び本新規借入は、支配株主との取引を解消するものであり少数株主にとって不利益なものではないことから、本期限前返済及び本新規借入は、当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると判断しております。

## (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

前記「(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主保護の方策に関する指針への適合状況」のとおり、本期限前返済は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当社は、後記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の措置を講じております。さらに、利益相反を回避するための措置として、穂田氏は、本期限前返済及び本新規借入に係る当社の取締役会及び執行役会の審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において、本期限前返済及び本新規借入に関する検討、協議及び交渉にも参加しておりません（但し、穂田氏は株式会社くふう中間持株会社の唯一の取締役であるため、当社取締役会及び執行役会の指示に従い、株式会社くふう中間持株会社の取締役の立場で本期限前返済に必要な手続を履行しております）。

## (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、本期限前返済の公正性を担保し利益相反を回避する観点から、支配株主との間に利害関係を有しない当社の社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている西村清彦氏、熊坂賢次氏及び橋岡宏成氏へ、当社及び当社子会社による本期限前返済を行うことについての決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて意見を求めました。当該独立役員3名からは、以下のとおり意見を得ております。

- ① 本期限前返済及び本新規借入により、当社グループの借入金額及び金利等の負担総額は減少すること、当社の上場会社としての独立性を確保する観点からも本期限前返済は支配株主である穂田氏との取引を解消するという当社にとって望ましいものであることから、本期限前返済の目的は正当である。
- ② 当社取締役会及び執行役員において穂田氏が審議及び決議に参加しない形で十分審議がなされていること、独立役員3名が十分な情報提供及び質疑応答等を行った上で意見表明を行っていること、穂田氏は本期限前返済及び本新規借入に関する当社の取締役会及び執行役会の審議及び決議その他の当社による検討、協議又は交渉に参加していないことから、少数株主の利益を確保するための公正な手続が実施されている。
- ③ 上記①の通り本期限前返済及び本新規借入により当社グループの借入金額及び金利等の負担総額は減少すること、本新規借入の取引条件は、複数の金融機関との取引条件を考慮して合理的に決定された条件であることから、本期限前返済及び本新規借入の取引条件は妥当である。

以上より、当社による本期限前返済の決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

以上